

地震・津波発生における児童・生徒に対する措置

新宮市教育委員会

地震発生又は津波発生時においては、大小にかかわらず風水害（台風等）のように一律に休校・自宅待機等の判断ができない場合が十分考えられますのでご留意下さい。

1. 登校前に発生した場合

（各家庭で判断・対応）
強い揺れまたは通学路等市内に災害が発生
津波注意報、津波警報が発令
その他、通学上危険な状況が発生

の場合・・・自宅待機

上記以外の場合（例・揺れが小さい時など）

自宅待機・登校等は保護者の判断に委ねる

但し、一定の状況を確認後、登校・休校等について教育委員会と協議し、措置を講ずる

2. 登下校中に発生した場合

- ・速やかな通学途上児童生徒の点検と安全確認
- ・登校児童生徒については、学校待機。以後の扱いについては3の課業中に準ずる

3. 課業中（授業中）に発生した場合

強い揺れまたは津波注意報・警報が出されている場合

原則として学校待機。
以後の措置については防災本部・教委の協議により措置を講ずる。

小さな揺れまたは津波注意報、警報が出ていない場合

状況を見て、保護者の引き取りまたは通常通りの下校指導を実施

4. その他

地域により被害状況等が異なる場合も考えられ、それぞれの措置については適宜 防災本部・教委と連絡・協議により指示を受ける。

教職員の勤務については、別紙参照
東海地震発生に伴う警戒宣言が発令した場合も、上記の1～3に準ずるが、市防災本部の指示により適宜対処する。